

第20号議案 平成30年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

目次	ページ
1 平成30年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算総括表	1
2 長崎市後期高齢者医療事業に係る会計のしくみ	2
3 平成30年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算のポイント	3～4
4 平成30・31年度保険料率について	5
5 平成30年度の制度見直しについて	5～8
6 長崎市の後期高齢者医療の概要（参考）	8
7 後期高齢者医療制度における医療費の流れ等について（参考）	9



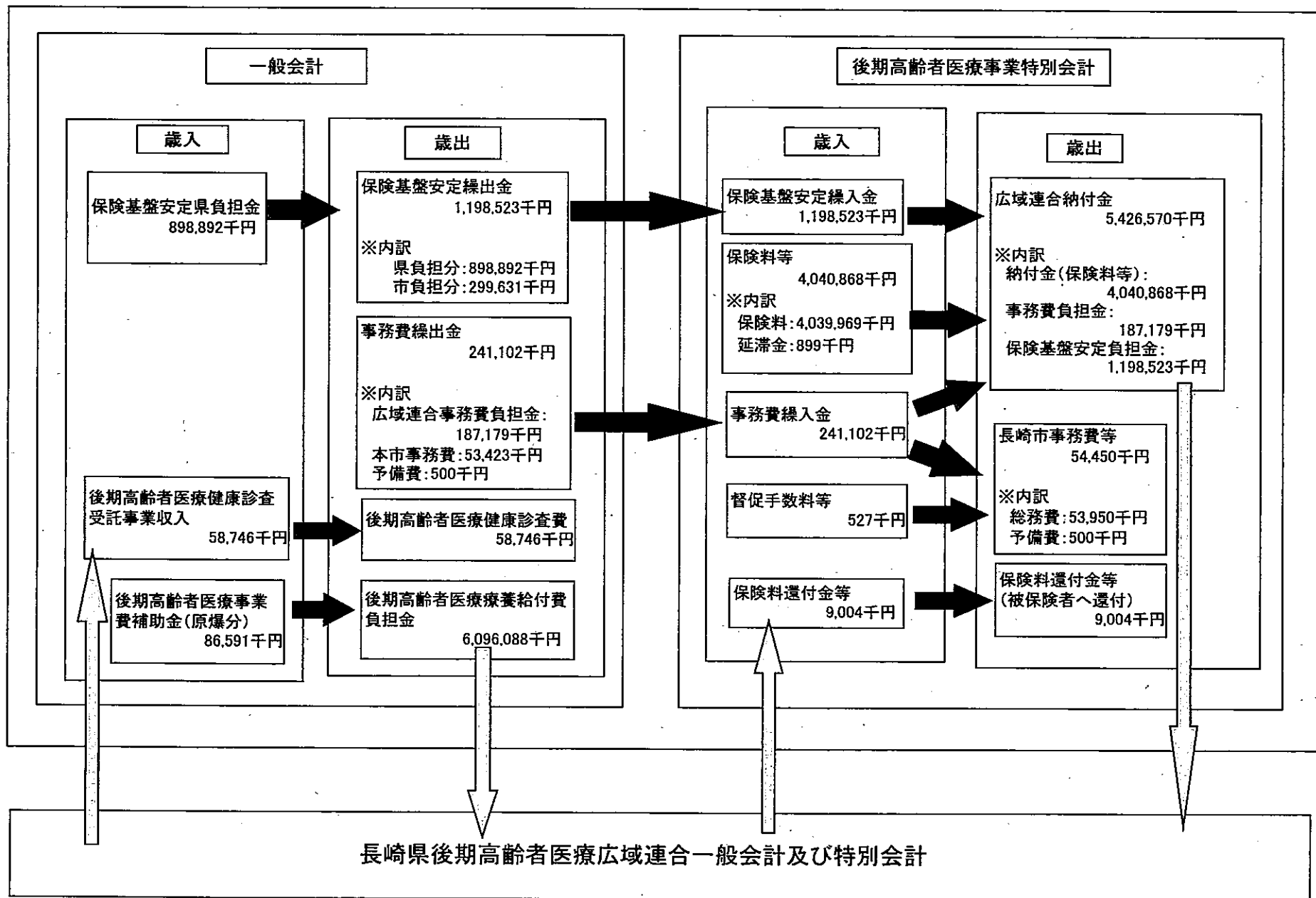
1 平成30年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算総括表

(単位:千円)

歳 入					歳 出				
款 項	目	30年度 当初予算 A	29年度 当初予算 B	増減 A-B	款 項	目	30年度 当初予算 A	29年度 当初予算 B	増減 A-B
1	後期高齢者医療保険料	4,039,969	4,051,443	▲ 11,474	1	総務費	53,950	48,315	5,635
	1 後期高齢者医療保険料	4,039,969	4,051,443	▲ 11,474		1 総務管理費	31,954	27,767	4,187
	1 特別徴収保険料	2,491,764	2,498,643	▲ 6,879		1 一般管理費	31,954	27,767	4,187
	2 普通徴収保険料	1,548,205	1,552,800	▲ 4,595	2	徴収費	21,996	20,548	1,448
2	使用料及び手数料	516	532	▲ 16		1 徴収費	18,420	16,913	1,507
	1 手数料	516	532	▲ 16		2 滞納処分費	3,576	3,635	▲ 59
	1 証明手数料	1	1	0	2	後期高齢者医療広域連合納付金	5,426,570	5,385,562	41,008
	2 督促手数料	515	531	▲ 16		1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,426,570	5,385,562	41,008
3	繰入金	1,439,625	1,381,633	57,992		1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,426,570	5,385,562	41,008
	1 一般会計繰入金	1,439,625	1,381,633	57,992	3	諸支出金	9,004	10,437	▲ 1,433
	1 保険基盤安定繰入金	1,198,523	1,208,078	▲ 9,555		1 償還金及び還付加算金	9,004	10,437	▲ 1,433
	2 事務費繰入金	241,102	173,555	67,547		1 保険料還付金	8,819	10,087	▲ 1,268
4	繰越金	1	1	0		2 還付加算金	185	350	▲ 165
	1 繰越金	1	1	0	4	予備費	500	500	0
	1 繰越金	1	1	0		1 予備費	500	500	0
5	諸収入	9,913	11,205	▲ 1,292		1 予備費	500	500	0
	1 延滞金、加算金及び過料	900	757	143					
	1 延滞金	899	756	143					
	2 過料	1	1	0					
	2 償還金及び還付加算金	9,004	10,437	▲ 1,433					
	1 保険料還付金	8,819	10,087	▲ 1,268					
	2 還付加算金	185	350	▲ 165					
	3 雑入	9	11	▲ 2					
	1 雑入	9	11	▲ 2					
	合 計	5,490,024	5,444,814	45,210		合 計	5,490,024	5,444,814	45,210

2 長崎市後期高齢者医療事業に係る会計のしくみ

長崎市



3 平成30年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算のポイント

【歳入】

(1) 1款1項 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	内 容	30年度 当初予算①	29年度 当初予算②	増減 ①-②
1 特別徴収 保険料	年金から天引き (介護保険料が天引きされている年金額が年 間18万円以上の方)	2,491,764	2,498,643	▲ 6,879
2 普通徴収 保険料	納付書により納入(上記以外の方、若しくは 介護保険料と当該保険料額を合わせた額が年 金受給額の1/2を超過する方) 又は年金天引きではなく口座振替を希望され る方	1,548,205	1,552,800	▲ 4,595
	計	4,039,969	4,051,443	▲ 11,474

※ 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

(2) 3款1項 一般会計繰入金

ア 1目 保険基盤安定繰入金

(単位：千円)

内 容	30年度 当初予算①	29年度 当初予算②	増減 ①-②
所得の低い方に係る保険料の軽減(均等割額の7・5・2割軽 減)分及び被用者保険の被扶養者だった方の軽減(均等割 額の5割軽減)分を、一般会計から繰入れる。	1,198,523 (県3/4 898,892) (市1/4 299,631)	1,208,078 (県3/4 906,058) (市1/4 302,020)	▲ 9,555 (県3/4 ▲7,166) (市1/4 ▲2,389)

※ 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

イ 2目 事務費繰入金

(単位：千円)

	内 容	30年度 当初予算①	29年度 当初予算②	増減 ①-②
広域連合 事務費	広域連合運営や保険給付に係る人件費及び 事務費のうち本市負担分(※)	187,179	125,285	61,894
本市 事務費	・事務費 53,423千円 ・予備費 500千円	53,923	48,270	5,653
	計	241,102	173,555	67,547

(※) 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

【歳出】

(1) 2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金

歳入項目	歳出 広域連合納付金 (単位：千円)			主な増減の理由
	30年度 当初予算①	29年度 当初予算②	増減 ①-②	
保険料 (※1)	4,039,969	4,051,443	▲ 11,474	平成30・31年度の保険料率が改定され、均等割及び所得割率が引き下げられたことによる減
延滞金	899	756	143	
保険基盤安定繰入金 (※2)	1,198,523	1,208,078	▲ 9,555	平成30・31年度の保険料率が改定され、均等割が引き下げられたことによる減
広域連合事務費繰入金 (※3)	187,179	125,285	61,894	広域連合が実施する標準システムの機器更改による広域連合事務費負担金の増
計	5,426,570	5,385,562	41,008	

(※1) 市は保険料を徴収し、徴収した保険料を広域連合へ納付する。
(高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び第105条)

(※2) 低所得者及び被用者保険の被扶養者だった方に係る保険料軽減分を県3/4及び市1/4の割合で負担し、市が取りまとめて広域連合へ納付する。(高齢者の医療の確保に関する法律第99条及び第105条)

(※3) 広域連合運営や保険給付に係る人件費及び事務費を県内21市町が按分して負担する。
(長崎県後期高齢者医療広域連合規約第17条第2項)
按分内訳：経費の1割は均等割、5割は高齢者人口割、4割は人口割、本市負担率約28%

4 平成30・31年度保険料率について

高齢者の医療の確保に関する法律等の規定により、保険料の料率は2年ごとに見直すことになっているため、長崎県後期高齢者医療広域連合において平成30・31年度の保険料について算定を行ったところ、剰余金の活用等により、均等割額、所得割率がいずれも引き下げとなった。また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、賦課限度額は引き上げとなった。

(保険料算定方法)

均等割額	+	所得割額	=	保険料
45,800円 (現行46,800円)		(前年の総所得-33万円)×8.67% (現行8.80%)		年額最高62万円 (現行57万円)

5 平成30年度の制度見直しについて

(1) 保険料額の軽減

ア 均等割額の軽減

(ア) 低所得者に係るもの

平成29年度に引き続き、所得基準額が見直され、軽減対象が一部拡大される。

同一世帯内の被保険者と 世帯主の前年の合計所得金額	軽減 割合	軽減後の額
33万円+ (50万円※1×被保険者数) 以下	2割	36,600円
33万円+ (27万5千円※2×被保険者数) 以下	5割	22,900円
合計所得金額が33万円以下	8.5割	6,800円
8.5割軽減世帯のうち被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)	9割	4,500円

※1 平成29年度49万円 ※2 平成29年度27万円

(イ) この制度に入る前日に職場の医療保険の被扶養者だった者に係るもの

該 当 年 度	軽減割合	軽減後の額
平成20年度～平成28年度	9割	4,600円※
平成29年度	7割	14,000円
平成30年度	5割	22,900円
平成31年度	制度加入後 2年間に限り 5割	22,900円

※平成28年度の金額

イ 所得割額の軽減

所得が91万円（年金収入の場合211万円）以下の者に係るもの

該 当 年 度	軽減割合
平成20年度～平成28年度	5割
平成29年度	2割
平成30年度	軽減なし

(2) 高額療養費制度の見直し

ア 現役並み所得者の自己負担限度額の見直し

現役並み所得者について、外来に係る高額療養費算定基準を廃止し、所得区分を細分化、各自己負担限度額を設定する。

イ 一般区分者の外来自己負担限度額の引き上げ

一般区分者の外来自己負担限度額について、月額14,000円から18,000円に引き上げる。

<現行（70歳以上）>

区分	外来 (個人) (月額)	外来+入院 (世帯※1) (月額)
現役並み 年収約370万円以上	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※2(44,400円)
一般 年収約156万円以上 約370万円未満	14,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 ※2(44,400円)
住民税非課税		24,600円
住民税非課税 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

<平成30年8月～>

区分	外来 (個人) (月額)	外来+入院 (世帯※1) (月額)
現役並み	年収約1,160万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ※2(140,100円)
	年収約770万円以上 約1,160万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ※2(93,000円)
	年収約370万円以上 約770万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※2(44,400円)
一般 年収約156万円以上 約370万円未満	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 ※2(44,400円)
住民税非課税		24,600円
住民税非課税 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

※1 同じ世帯で同じ医療保険制度に加入する者

※2 ()内の金額は過去12カ月以内に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額

(3) 高額介護合算制度の見直し

ア 現役並み所得者の自己負担限度額の見直し

高額療養費制度の見直しに伴い、現役並み所得者について、自己負担限度額を見直す。

<現行(70歳以上)>

区分	負担限度額
現役並み 年収約 370 万円以上	67 万円
一般 年収約 156 万円以上約 370 万円未満	56 万円
住民税非課税	31 万円
住民税非課税 (年金収入 80 万円以下など)	19 万円



<平成30年8月～>

区分	負担限度額
現役並み 年収約 1,160 万円以上	212 万円
現役並み 年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満	141 万円
現役並み 年収約 370 万円以上約 770 万円未満	67 万円
一般 年収約 156 万円以上約 370 万円未満	56 万円
住民税非課税	31 万円
住民税非課税 (年金収入 80 万円以下など)	19 万円

(4) 入院時食事療養費の見直し

ア 一般病床等に入院する患者の食事療養費を見直し

<現行>

区分	食事代	
現役並み 年収約 370 万円以上	360 円※	
一般 年収約 156 万円以上約 370 万円未満		
住民税非課税	90 日までの入院	210 円
	90 日を超える入院	160 円
住民税非課税 (年金収入 80 万円以下など)	100 円	



<平成30年4月～>

区分	食事代	
現役並み 年収約 370 万円以上	460 円	
一般 年収約 156 万円以上約 370 万円未満		
住民税非課税	90 日までの入院	210 円
	90 日を超える入院	160 円
住民税非課税 (年金収入 80 万円以下など)	100 円	

※指定難病患者や平成 28 年 3 月 31 日時点で 1 年以上継続して精神病床に入院していた患者の場合 260 円

(5) 入院時の居住費（光熱水費相当額）の見直し

ア 65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費を見直し

(ただし、難病患者は負担なし)

<現行>

65歳以上医療療養病床	負担額
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者)	370円/日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の高い者)	200円/日
難病患者	0円/日

<平成30年4月～>

65歳以上医療療養病床	負担額
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者)	370円/日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の高い者)	
難病患者	0円/日

6 長崎市の後期高齢者医療の概要(参考)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)
平均被保険者数(人)	61,859	63,060	64,061	64,635
医療費総額 (千円)	82,888,835	82,598,864	83,260,251	83,483,426
一人あたり医療費(円)	1,339,964	1,309,846	1,299,703	1,291,613
保険料率	(均等割額) 46,800円 (所得割率) 8.8%	(均等割額) 46,800円 (所得割率) 8.8%	(均等割額) 46,800円 (所得割率) 8.8%	(均等割額) 45,800円 (所得割率) 8.67%
一人あたり保険料額※(円)	61,558	61,283	61,324	—

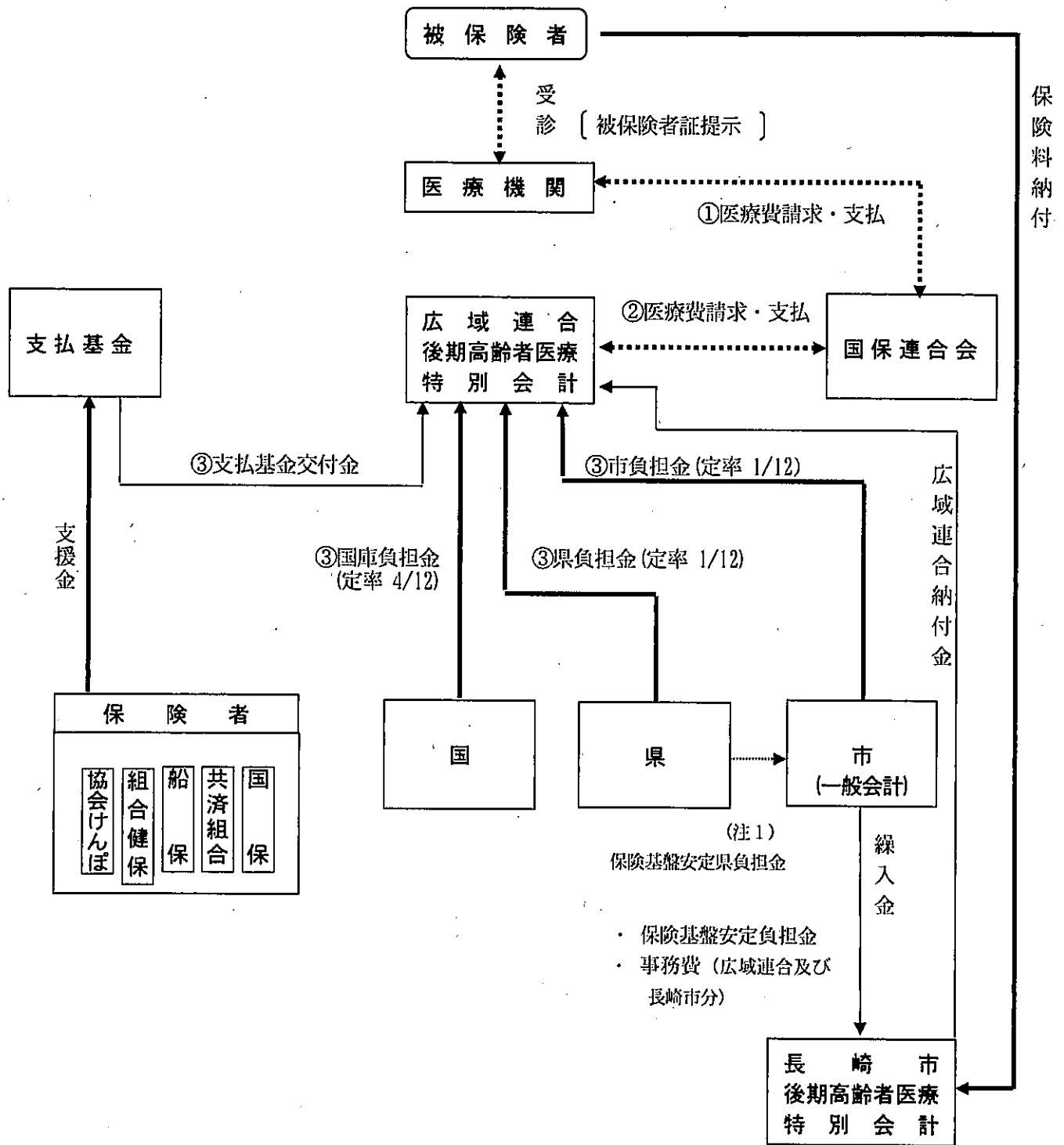
※毎年度6月当初賦課時点において、賦課総額を賦課対象被保険者数で除した金額。

所得階層別被保険者数(人) (平成30年1月末)	現役並み	一般	住民税非課税	住民税非課税 (年金収入80万円 以下など)
		3,240	29,782	15,673

※平成30年1月末被保険者数合計 64,343人

7 後期高齢者医療制度における医療費の流れ等について（参考）

(1) 医療費等の流れ図



(2) 後期高齢者医療費負担割合

医療等の実施月	保険料	支払基金交付金	公 費 (注2)			
			合 計	国庫負担金	県負担金	市負担金
20年4月～	10/100	40/100	50/100	4/12	1/12	1/12

(注1) 低所得者及び被扶養者の保険料軽減分については、県3/4、市1/4負担（保険基盤安定負担金）

(注2) 公費内での負担割合（国：県：市＝4：1：1）